附則第二十一条第一項の表第六十六条第二項の項下欄中「預金通帳ノ記号番号」を「預金口座ノ口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ明ラカニスル書類」を加える。

附則第二十一条第二項の表改正前の厚生省令第三十一号の項中

附則第七項第七号	障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者にあつてはその年金の証書の記号番号
	前項ノ届書ニハ同項第三号イニ掲グル者ニ在リテハ預金口座ノ口座番号ノ当該払渡希望金融機関ノ証明書、預金通帳ノ写其ノ他ノ預金口座ノ口座番号ヲ明ラカニスル書類ヲ添附スベシ

を

附則第七項第七号	障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者にあつてはその年金の証書の記号番号
附則第七項第八号及び附則第八項第五号	預金通帳の記号番号
	昭和六十一年改正省令第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条第一項第九号に規定する公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることとなつた年月日並びにその年金コード（年金証書又はこれに準ずる書類の年金コードをいう。）又は記号番号若しくは番号
附則第七項第八号及び附則第八項第五号	預金口座の記号番号
	昭和六十一年改正省令第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条第一項第九号に規定する公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることとなつた年月日並びにその年金コード（年金証書又はこれに準ずる書類の年金コードをいう。）又は記号番号若しくは番号

に、

附則第八項第二号	証明書
	証明書（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者の認情報の提供を受けることができる。）

を

附則第八項第二号	証明書
附則第八項第五号	証明書
	証明書（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者の認情報の提供を受けることができる。）
	証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

に改める。

台帳法第三十に係る本人確ないときに限	
預金口座の口る書類	

（国民年金基金規則の一部改正）

第六条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第十八条第一項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十一条第一項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十二条第一項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）

第七条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第十二号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。